

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名	独立行政法人航海訓練所	府省名	国土交通省		
沿革	昭和18年、商船教育充実のため通信省海務院に航海訓練所を設置し、同所が既存練習船4隻を統合・管理運航する新たな商船教育体制として発足した。昭和20年、官制改正により運輸省に移管。 平成13年4月中央省庁等改革の一環として独立行政法人に移行し、現在に至る。				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	3人(理事2名以内を含む。)	3人(理事2名以内を含む。)	0人	435人	
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	6,894	6,780	6,814	6,719
	特別会計	0	0	0	0
	計	6,894	6,780	6,814	6,719
	うち運営費交付金	6,894	6,654	6,518	6,667
	うち施設整備費等補助金	0	126	296	52
	うちその他の補助金等	0	0	0	0
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		6,912	6,812	6,848	6,752
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度	
		231		4	
	発生要因	平成17年度については退職者が多く発生した等のため。 平成18年度については経費節減による。			
	見直し案	適切な予算に基づく執行により、過大な利益剰余金は生じない。今後も適切に予算を執行していく。			
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度	
		0		104	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		7,699	6,855	6,813	6,955
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費の約6%抑制、業務経費の約2%抑制に伴い行政サービス実施コストが減(38百万円) ・各船員教育機関から徴収している航海訓練受託料の段階的な引き上げ及び自己収入の拡大を図るための事業の実施について検討中 			

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	中期目標の業務運営の効率化に関する事項として、数値目標として中期目標期間中に一般管理費及び業務経費について各々6%、2%程度を抑制することとされている。また、業務の民間開放を積極的に推進することとされている。 18年度実績として ・一般管理費について、対予算比約6%を抑制 ・業務経費について、対予算比約2%を抑制 ・業務委託契約により、海事英語訓練の民間開放を実施 ・一般商船におけるOJTの活用について17年度から実施
--------------------------------------	--

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		連絡調整室	神戸分室		
	所在地		東京都	神戸市		
	職員数		2	1		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		航海訓練業務	航海訓練業務		
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	31百万円 (0.4百万円)	15百万円 (0.2百万円)		
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	31百万円 (0.4百万円)	16百万円 (0.2百万円)		

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 <事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型・資産債務型
事務・事業名		航海訓練事業
事務・事業の概要		商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	6,719百万(95百万)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	6,752百万(96百万)
事務・事業に係る定員(19年度)		461人
	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のｺｽﾄ、人員等)	東海大学において海洋調査研修船を活用して航海実習が実施されて、年間10数名の海技資格者を養成している例があるが、航海訓練所のように様々な教育機関から実習生を一元的に受入、多様な航海訓練を効率的、効果的に実施している例はない。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	<p>四面を海に囲まれた我が国においては、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民生活、国民経済を支える上で重要な役割を果たしている。</p> <p>これら我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員により支えられており、海上輸送の安定性、安全性、信頼性を維持する観点から、日本人船員を安定的・継続的に確保・育成して行くことは「海洋国家」である我が国において死活的に重要な課題であり、国の責任において実施していく必要があり、従来から、座学と練習船による航海訓練とを組み合わせた船員養成制度を国の施策として実施してきた。</p> <p>航海訓練業務は、教育訓練の中立・公平かつ均質性に加え安定・継続性を踏まえ、船員に要求される資質の涵養を含め、効率的、効果的に実施し、優秀な船員の安定・継続した供給を図ることを目的に航海訓練所に一元化されたものである。</p> <p>したがって、本業務が廃止されれば、安定的な船員の供給が図れなくなることにより、結果的に国内外の安定的な海上輸送の確保に支障を来し、国民生活や社会経済の安全・安心に著しい悪影響を及ぼすこととなる。</p>
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務
	事業開始からの継続年数	64年
	これまでの見直し内容	<p>平成13年度 海王丸の資格を客船から特殊目的船コードとし、船舶検査等に係る費用の縮減を図った。</p> <p>平成15年度 船内メール自動配信システムを独自に開発し、その施行を行い、工事に係る費用を圧縮した。</p> <p>平成16年度 北斗丸を用途廃止し、6隻体制から5隻体制に切り替え、効率化を図った。</p> <p>平成16年度 被服を特注品から既製品に切り替え、被服に係る費用を圧縮した。</p> <p>平成17年度 実習生配乗を3か月単位とし、より効果的かつ効率的な航海訓練となるよう改善を図った。</p> <p>平成17年度 国際基準に基づく訓練全体の評価システム(資質基準システム;QSS)を適切に運用するためのデータベースを構築・運用を開始した。</p> <p>平成17年度 燃料油の高騰に対応するため、練習船の主機出力の抑制やプロペラの防汚塗料の塗布を実施し、燃料費の節約を図った。</p> <p>平成18年度 改正STCW条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」等を作成し、順次導入を行った。</p> <p>平成18年度 国際安全管理規則(ISMコード)認証を任意取得し、安全管理体制のより一層の充実と事故防止の徹底を図った。</p> <p>平成18年度 更に高騰する燃料油に対応し、航行海域を見直し、燃料費の節約を図った。</p> <p>平成18年度 業界のニーズに応え、新課程の実習生(新3級)を受入れた。</p> <p>平成19年度 業界のニーズに応え、新課程の実習生(新6級)を受入れた。</p> <p>平成19年度 船底塗料の品質向上等を踏まえ、船舶安全法の要求による第2種中間検査の時期における船体上架を全面的に取り止めた。</p>

<p>(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し</p>	<p>国の重点施策との整合性</p>	<p>四面を海に囲まれた我が国においては、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民生活、国民経済を支える上で重要な役割を果たしている。</p> <p>これら我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員により支えられており、海上輸送の安定性、安全性、信頼性を維持する観点から、日本人船員の安定的な確保・育成は「海洋国家」である我が国における死活的に重要な課題であり、国の責任において実施していく必要がある。</p> <p>また、外航業界においては、海運における国際競争力を確保するという観点から、外国人との混乗化が進み、日本人船員はピーク時(1974)の57,000人から約2,600人へと20分の1以下に減少し、内航業界においては、船員不足が顕在化する中、高齢化が進み71,000人から約30,000人へと減少しており、今後の生産労働人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえると、育成に長期間を要する船員の確保・育成は今や喫緊の課題となっている。</p> <p>このような状況に基づき平成19年2月には、国土交通大臣より交通政策審議会に対し「今後の安定的な海上輸送のあり方について」の諮問がなされ、同審議会海事分科会にヒューマンインフラ部会を設け、優秀な日本人船員(海技者)の確保・育成策について審議中であるが、非常時をも想定して、自国物資の安定的海上輸送を確保する上では、平時から一定程度の日本人船員を確保・育成しておくことが必要であり、審議を踏まえ平成20年度から海上運送法の一部改正により、質の高い新人船員の育成や船員のキャリアアップ等、次世代を担う船員の確保・育成を図るための総合的な施策を強力に実施しようとしているところであり、本事業はこれら国の施策の推進に重要な役割を果たすものである。</p> <p>また、本年7月に施行された「海洋基本法」において、国は海上輸送の効率のかつ安定的な確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保等の措置を講ずるよう規定されており(第20条)、航海訓練所が内・外航海運を担う船舶職員となるため必要な航海訓練を効果的、効率的に実施することは、優秀な日本人船員の確保・育成という国の重点施策に合致するものである。</p>
	<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>受益者は、一義的には船員教育機関及び在学する学生、生徒ではあるが、四面を海に囲まれた我が国において、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を担っている海運が、船舶の運航に従事する船員によって支えられ、国民生活、国民経済を維持するうえで欠くことのできない存在であることを踏まえれば、「海洋国家」である我が国にとって、受益者は国民全体であり、船員の確保・育成は国の責務である。</p>
	<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>練習船の運航は多額の費用を要するものであり、下記のとおり財政支出の依存度は高い。 (国費/事業費 = 6,719百万円 / 6,752百万円)</p>
	<p>これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙1に記載</p>
	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>諸外国においても、船員教育は国が主体となって実施しており、練習船による航海訓練は国費負担となっている。</p> <p>(例) アメリカ 航海実習は練習船及び商船により実施 練習船実習は国費負担 デンマーク 航海実習は練習船及び商船により実施 練習船実習は国費負担</p>
	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>航海訓練所は学生及び生徒に対する「航海訓練」を行うことを目的とした法人である。</p> <p>平成13年の独立行政法人として発足以来、多くの学生及び生徒等に対し「航海訓練」を実施して、国際条約で定められた海技資格の取得に必要な知識・技能及び乗船履歴を付与することにより優秀な新人船舶職員の殆どを輩出し、安定、安全な海上輸送の確保に大きく貢献してきていることから、財政支出に見合った効果が得られている。</p> <p>「航海訓練」の実績は別添のとおり</p>
<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>真に不可欠</p>	

事務・事業の見直し案（具体的措置）		中期計画に基づき、一般管理費の約6%及び業務経費の約2%を抑制。 また、社船実習の拡大等による教育訓練の複線化の推進を図るほか、各船員教育機関から徴収している航海訓練受託料の段階的な引き上げ及び自己収入の拡大を図るための事業の実施について検討中	
		行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	
		理由	
		行政サービス実施コストが減	
		航海受託料収入の増加に伴い業務費用の控除額が増加、経費の節減に伴い業務費用が減少するため	
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	
		民営化に向けた措置	
		民営化の時期	
	否	民営化しない理由	
<p>四面を海に囲まれた我が国においては、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民生活、国民経済を支える上で重要な役割を果たしている。</p> <p>これら我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員により支えられており、海上輸送の安定性、安全性、信頼性を維持する観点から、日本人船員を安定的・継続的に確保・育成して行くことは「海洋国家」である我が国において死活的に重要な課題であり、国の責任において実施していく必要がある。</p> <p>また、本年7月に施行された「海洋基本法」において、国は海上輸送の効率的かつ安定的な確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保等の措置を講ずるよう規定されており(第20条)、従来から、座学と練習船による教育訓練とを組み合わせた船員養成制度を国の施策とし、国の責任において実施してきている。航海訓練事業は、民間の参入を拒むものではないが、一元的な航海訓練の為に練習船の運航には巨額の費用を要するものであり、経済合理性の観点等から、民営化は困難である。</p> <p>また、航海訓練業務は、教育訓練の中立性、公平性、均等性を踏まえ、船員に要求される資質の涵養を含め、効率的、効果的に実施することを目的に航海訓練所に一元化されたものであり、仮にこれを民間に委ねた場合、教育訓練に偏りが出るばかりではなく、採算性が取れなければ容易に撤退することも考えられ、優秀な船員の安定・継続した供給が図れない。さらに、撤退後、現行の船員養成システムを再構築しようとしても、教官の人材確保等の観点から困難である。</p> <p>他方、受益者の経費負担の観点から、国の支援が無ければ学生の費用負担の大幅な増加につながり、船員志望者の減少を来すことは明らかである。</p> <p>したがって、本業務が民営化されれば、安定的な船員の供給が図れなくなることにより、結果的に国内外の安定的な海上輸送の確保に支障を来し、国民生活や社会経済の安全・安心に著しい悪影響を及ぼすことから、民営化はできない。</p>			
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>
	官民競争入札等の実施の可否		否
	可	入札種別（官民競争 / 民間競争）	
		入札実施予定時期	
		事業開始予定時期	
		契約期間	
今後の対応			

		否	導入しない理由	独法として民間開放を可能な限り推進していく必要があるが、航海訓練所の航海訓練業務は外・内航全ての船舶職員に共通に必要な船舶の運航に関する基礎的知識・技能を習得させること、その実施にあたっては、公正性・中立性及び均質性を維持し、特定船社のニーズに左右されないことが必要であること、また、様々な船員教育機関から養成課程を異にする多様な学生等を受け入れて航海訓練を実施する場合、これを一元的に行うことが最も効率的かつ有効であること、さらに、船員の確保・育成には教育訓練の継続性・安定性が不可欠であること等を踏まえた対応が必要であるため。
--	--	---	---------	---

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		航海訓練事業	
	移管	移管の可否		否
		可	移管先	
			内容	
			理由	
		否	移管しない理由	<p>船員養成は、取得する海技資格に対応した各種教育機関における座学教育と航海訓練所の練習船における一元的な航海訓練により構成されているが、航海訓練所が実施している業務について他の法人で行っている所はない。</p> <p>具体的には、座学は主として内航の基幹船員の養成を目的とする国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構、主として外航基幹船員の養成を目的とする文部科学省が所管する商船に関する学部を置く2国立大学法人及び同学科を置く5商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構)で実施されており、各々の教育機関は、外航船員又は内航船員等の養成に特化するなど、養成対象を異にした教育を実施している。</p> <p>一方、航海訓練所は上述の各船員教育機関からの委託を受け、一元的に練習船5隻により乗合方式で効率的に多種多様の航海訓練を実施しているところであり、いずれかの各教育機関へ業務を移管すれば、教育訓練の公平・中立かつ均質性に加え安定・継続性を損なうおそれがあるとともに、かえって効率的、効果的な事業の実施に逆行することとなる。</p>
	一体的実施の可否		否	
	一体的実施	可	一体的に実施する法人等	
			内容	
			理由	
否	一体的実施を行わない理由	<p>船員養成は、取得する海技資格に対応した各種教育機関における座学教育と航海訓練所の練習船における一元的な航海訓練により構成されているが、航海訓練所が実施している業務について他の法人で行っている所はない。</p> <p>具体的には、座学は主として内航の基幹船員の養成を目的とする国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構、主として外航基幹船員の養成を目的とする文部科学省が所管する商船に関する学部を置く2国立大学法人及び同学科を置く5商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構)で実施されており、各々の教育機関は、外航船員又は内航船員等の養成に特化するなど、養成対象を異にした教育を実施している。</p> <p>一方、航海訓練所は上述の各船員教育機関からの委託を受け、既に一元的に練習船5隻により乗合方式で効率的に多種多様の航海訓練を実施しているところであり、いずれかの各教育機関と一体的に実施することは、教育訓練の公平・中立かつ均質性に加え安定・継続性を損なうおそれがあるとともに、効率的、効果的な事業の実施に逆行することとなる。</p>		

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	平成18年4月1日より措置済み
	理由	
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	交通政策審議会海事分科会及び平成18年度に設置された「船員教育のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、練習船隊の構成の見直し、定員の適正化など、組織面について一層の合理化、効率化に向けた体制の整備を図る。 「船員教育のあり方に関する検討会」報告の具体的方策 実習内容の見直し 航海訓練所練習船隊の見直し 海に関する関心を高めるための措置 航海訓練所及び海技教育機構の財政基盤の整備 ・自己収入の拡大 ・経営の合理化・効率化 ・運営費交付金の削減 航海訓練所業務にかかる民間開放
	理由	

2. 運営の徹底した効率化

	給与水準、人件費の情報公開の状況	給与水準、人件費については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に沿って、HPに掲載しており、国民に対する説明責任を十分に果たしてきている。
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)	対国家公務員:109.5、地域:108.1、学歴:108.3、地域・学歴:107.1 (比較対象者は事務職員)
	人件費総額の削減状況	予算ベースにて18年度対17年度比7.8%削減したところ、今後も引き続き削減に努力する。

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	一般管 理費、業 務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費:402百万円・業務費:6,240百万円	
		効率化目標の設定の 内容・設定時期	平成18年から22年度までに実施する。 一般管理費については中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。 業務経費については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。	
	民間委託による経費節減の取組内容		規制改革・民間開放推進3か年計画(改定:平成17年3月25日閣議決定)による指摘を踏まえ、海事英語教育訓練について、民間委託を実施している。	
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		NTTなど既存の通信システムを利用した船・陸間の情報通信システムを確立し、航海訓練に関する情報伝達、台風情報等の共有化など、常に業務運営の効率化を図っている。	
(2) 独立行政法人の資金の 流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		入札手続きの公告等に関する事項、随意契約を含む入札及び契約の内容に関する事項、随意契約による事ができる基準等を公表している。契約に係わる公表内容は、契約者氏名、契約金額を含め公表している。なお公表は官報及びHPにより行っている。	
	見直しの方向		今後も引き続き透明性の確保に努めていく。	
	関連法人	名称	別紙のとおり	合計
		契約額	別紙のとおり	252百万円
		うち随意契約額(%)	別紙のとおり	100%
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	別紙のとおり	0
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙のとおり	合計
		契約額	別紙のとおり	1,461百万円
うち随意契約額(%)		別紙のとおり	8%	
当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)		別紙のとおり		
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載			
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載			

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	一般管理費及び業務経費の抑制値、海運業界や関係機関との意見交換会等の開催回数など、できる限り定量的な指標を設定するとともに、定量的に表現できない指標については、例えば「安全に関する国際安全管理コード(ISMコード)の取得」など、具体的な指標を設定している。
	今後の取組方針	指標の設定について、今後、一層の定量化及び具体化を図り、明確化に努める。
(2) 国民による 意見の活用	現状	国民の意見を吸い上げる仕組みとして、法人が独自に外部から複数の委員が参加する内部評価委員会を設置しているほか、法人の運営に関する情報公開をHP等で実施すると同時に、HPに法人への意見・要望を受ける仕組みを設定している。
	今後の取組方針	国民一般の意見を受ける方法、仕組みについては全独法にある程度共通のものであることが必要かつ適当であるが、法人の特殊性を踏まえ、国、他の独法のみならず民間の手法も活用して運営に関する情報発信を一層推進し、併せて国民の意見の一層の活用を図る。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	法人が導入している国際的な資質基準制度や船舶安全管理制度によるPDCA機能や、内部監査制度の活用を通じ、また、船舶安全管理システムに係る研修を実施することにより内部統制を維持するとともに、内部評価委員会の活用、ステークホルダーとの意見・情報交換、業務運営情報の公開等により適切な業務運営体制を整備している。
	今後の取組方針	上記各制度及び取組の一層の充実、強化を図ることにより、適切な業務運営体制を維持していく。
(4) 管理会計を 活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	管理会計の視点に立って、航海訓練計画に基づいた予算の実行計画を策定したうえで、企業会計システム、調達システム、人事給与システムなどのシステムを活用し、適切な収支管理を図ることにより、計画どおりの業務を行っている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	「航海訓練業務」について、これをさらに、例えば各練習船毎のセグメントに分けることが直接に効率性等の評価及び効率化を可能とすることは考えにくいですが、できるだけ管理会計の視点に立って、収支管理を図っている。
	今後の取組方針	今後とも引き続きできる限り管理会計の視点に立ち、運営の効率化、透明化を推進していく。

		自己収入の内容(平成18年度実績)	財源	金額(円)
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置		共同研究資金	件数: 0件	
		利用料		
		寄付金	件数: 1件	500,000
		知的財産権	件数: 0件	
		その他	62,509,088円(航海訓練受託料収入19百万円、保険料収入17百万円、SECOJ受託料7百万円、その他(運航実務研修、教科書販売等19百万円))	62,509,088
		計		63,009,088
		見直し案	受益者である船員教育機関及び学生・生徒の負担能力を勘案しつつ、航海訓練受託料の増額を図り、自己収入の獲得に努める。	
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	従来からの情報公開に加え、会計に関する情報を平成18年12月からHPを利用して行うこととし、入札手続きの公告等に関する事項、随意契約を含む入札及び契約の内容に関する事項、随意契約による事ができる基準等を公表している。また、HPには法人への意見・要望を受ける仕組みを設定している。		
	今後改善を予定している点	今後も引き続き業務内容が判る情報を速やかに公表し、透明性の確保に努めていく。		
その他		<p>・毎年度独立行政法人航海訓練所職員の勤務成績の評定に関する達により、勤務評定を実施すると共に独立行政法人航海訓練所職員昇級基準に基づき昇級を実施している。</p> <p>・海洋国家である我が国の今後の発展及び社会的価値観の変化や少子高齢化が進展する状況の下で船員を志す若者の確保・育成のためには、現状では決して高いものとはなっていない国民、特に青少年の海に対する関心を高めることが、国として重要課題となっている。そのため、国民の人气が高く、海や船の魅力を象徴する存在となっている航海訓練所が運航する練習帆船を、航海訓練の実施に支障のない範囲でできる限り活用し、併せて同所の自己収入の拡大にも寄与する具体策を検討中。</p> <p>・教育査察による練習船教育訓練の質の向上・練習船教育訓練の計画及び実施の状況を査察して必要な指導及び助言を行い、教育訓練の効果の昂揚及び教育訓練の質の向上を図っている。</p>		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
独立行政法人 航海訓練所	特定事業執行型 (試験・教育・研修・ 指導型) 資産債務型	航海訓練事業	平成16年度	非公務員化(平成16年度)	「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」		「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出、成立済み。
				要員の縮減等の整理合理化を進め、経費を節減(平成16年度)	「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」		第2期中期計画に反映し実施中
				航海訓練所の実技訓練科目については、一般商船におけるOJTを活用すべき(平成16年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)		一般商船におけるOJTを活用した航海訓練スキームを平成17年度から実施
				英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進すべき(平成16年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)		海事英語教育について平成18年度から外部委託により民間開放を実施
				航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成18年度中を目途に結論を得る(平成17年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)		「船員教育のあり方に関する検討会」を設置、船員教育のあり方について幅広い見地から検討を実施、民間開放の推進を図る必要があるとの結論を得た。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

財政支出に見合う効果

「航海訓練」の実施

(特記以外人数)

	3級海技士 12か月	4級海技士 3又は9か月	ODA 3か月	司厨事務科 1か月	合計	人月合計 (人月)
平成13年度	1,064	407	54	64	1,589	6,097
平成14年度	1,036	423	43	39	1,541	6,053
平成15年度	1,054	435	42	37	1,568	6,277
平成16年度	1,164	501	40	38	1,743	6,493
平成17年度	1,240	478	45	37	1,800	6,184
平成18年度	1,227	503	38	-	1,768	6,383

ODA: 開発途上国船員養成事業
司厨事務科: 平成17年度廃止

< 関連法人以外の契約締結先 >

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
カメイ(株)東京支店	6,533	100	0
ダイハツディーゼル東日本(株)	1,953	100	0
テクノアルファ(株)	6,537	100	0
ユアサ商事(株)	7,239	0	0
(株)テプコーユ	4,226	0	0
(株)トキメック	2,142	100	0
(株)千代田エネルギー	316,838	0	0
丸紅エネルギー(株)	65,163	0	0
橋本産業(株)横浜営業所	6,214	0	0
阪和興業(株)	19,610	0	0
山甚物産(株)	2,948	100	0
寺下石油(株)	9,897	0	0
神戸船用品(株)京浜事務所	1,656	100	0
日通商事(株)東京支店	67,806	0	0
富士貿易(株)	7,674	23.38	0
郵船ナブテック(株)	2,069	100	0
(株)アルファ	19,235	0	0
ヤンマーエンジニアリング(株)	2,195	0	0
ナカシマプロペラ(株)	3,696	0	0
日本無線(株)	6,300	0	0
第一商事(株)	5,494	0	0
ワイ・エス・ケイ・システムズ(株)	2,363	0	0
大和商事(株)	3,980	0	0
コバルコイ・ゲル・マリソエンジニアリング(株)	1,806	0	0
クリヤマ(株)東京支社	4,179	0	0
三洋商事(株)	2,426	0	0
テイセン産業(株)	2,859	0	0
トーエイ(株)	1,678	0	0
日本ジュンテック(株)	6,583	100	0
高木綱業(株)	2,153	0	0
三愛石油(株)	2,837	100	0
ユニバーサル造船(株)	130,200	0	0
(株)アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド	56,753	0	0
(株)大本組横浜支店	346,500	0	0
京浜ドック(株)	3,465	100	0
合同船舶工業(株)	2,709	100	0
三井造船(株)	139,083	9.41	0
リコーリース(株)	2,676	100	0
(株)ニシエフ	2,285	100	0
(株)関ヶ原製作所 東京営業所	2,783	100	0
(株)商船三井	1,785	100	0
東芝ファイナンス(株)	7,044	49.70	0
日本海洋コンサルタント(株)	27,825	0	0
未来情報開発(株)	1,256	100	0
(有)メテオテック・ラボ	1,313	100	0
監査法人トーマツ	3,801	100	0
東京海上日動火災保険(株)	77,343	0	0
日本船主責任相互保険組合	44,135	100	0

(株)損害保険ジャパン	12,888	0	0
(株)藤井石油	1,544	100	0

随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人航海訓練所	府省名	国土交通省
資産との関連を有する事務・事業の名称	航海訓練事業		
資産との関連を有する事務・事業の内容	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。		
国からの財政支出額	平成20年度要求額 6,718,834(千円)	支出予算額	6,751,848(千円)
対19年度当初予算増減額	95,316(千円)	対19年度当初予算増減額	95,909(千円)
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>実物資産については、別紙にのみ記入。</p> <p>金融資産内訳B現金及び預金は、759百万円が国庫納付金であり、残り506百万円は未払金等である。</p> <p>(当所における金融資産は現金及び預金のみであり、見直すべき金融資産はない。)</p>		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人航海訓練所		府省名	国土交通省
(試験・教育・研修・指導型)				
事務・事業の名称	航海訓練事業			
事務・事業の内容	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。			
国からの財政支出額	平成20年度要求額	6,718,834(千円)	支出予算額	6,751,848(千円)
	対19年度当初予算増減額	95,316(千円)	対19年度当初予算増減額	95,909(千円)
官民競争入札等()	検討	困難である。		
	理由	<p>独法として民間開放を可能な限り推進していく必要があるが、航海訓練所の航海訓練業務は外・内航全ての船舶職員に共通に必要な船舶の運航に関する基礎的知識・技能を習得させること、その実施にあたっては、公正性・中立性及び均質性を維持し、特定船社のニーズに左右されないことが必要であること、また、様々な船員教育機関から養成課程を異にする多様な学生等を受け入れて航海訓練を実施する場合、これを一元的に行うことが最も効率的かつ有効であること、さらに、船員の確保・育成には教育訓練の継続性・安定性が不可欠であること等を踏まえた対応が必要であるため。</p>		
受益者特定()	受益者特定及び対価収受の可否	<p>受益者は、一義的には船員教育機関及び在学する学生、生徒ではあるが、四面を海に囲まれた我が国において、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を担っている海運が、船舶の運航に従事する船員によって支えられ、国民生活、国民経済を維持するうえで欠くことのできない存在であることを踏まえれば、「海洋国家」である我が国にとって、受益者は国民全体であり、船員の確保・育成は国の責務である。なお、船員教育機関から航海訓練受託料を徴収しているが、その負担能力については自ずと限界があると考えられることから、死活的に重要な課題である船員の安定的な確保・育成を推進する観点から、人材確保上、教育機関としての競争力を失わない程度に受託料等の経費負担について低額に抑えることも必要である。</p>		
	受益者負担金(算定方法、総計)	航海訓練受託料 月3,000円/人 平成20年度予算額 22,470千円		
	運営コスト(内訳、総計)	支出予算額(運営費交付金、施設整備費等補助金、自己収入) 平成20年度予算額 6,752百万円		
	受益者負担金 - 運営コスト	22 - 6,752 = 6,730百万		
	見直し案	航海訓練受託料を値上げすることに関し、関係先と協議し、平成20年度から段階的値上げを目指している。		

他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	無し
	内容	
	理由	<p>船員養成は、取得する海技資格に対応した各種教育機関における座学教育と練習船による乗船訓練で構成されている。現状における乗船訓練は、航海訓練所で一元的に行われる航海訓練に委託・実施されているが、航海訓練所が実施している業務について他の法人で行っている所はない。</p> <p>具体的に、座学は主として内航の基幹船員の養成を目的とする国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構で実施され、また主として外航基幹船員の養成を目的とする文部科学省が所管する商船系の学部を置く2国立大学法人及び同学科を置く5商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構)で実施されており、各々の教育機関は、外航船員又は内航船員等の養成に特化するなど、養成対象を異にした教育を実施している。</p> <p>一方、航海訓練所は上述の各船員教育機関からの委託を受け、一元的に練習船5隻により乗合方式で効率的に多種多様の航海訓練を実施しているところであり、いずれかの各教育機関と一体的に実施することは、教育訓練の公平性を損なうおそれがあるとともに、効率的、効果的な事業の実施に逆行することとなる。</p>
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	練習船5隻
	一体的実施の可否	既に一体的に実施
	内容	練習船各船の運航管理を横浜市の本部において一括管理する体制を既に確立。
	理由	練習船各船の人員配置、使用する教材及び燃料油等の調達に係る事務、船舶の保全・管理等、各船の運航管理など、効率的な組織運営を実施している。
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	無し
	内容	
	理由	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航海訓練所	府省名	国土交通省
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	: 1,265 百万円	内 貸付金 : - 百万円 内 割賦債権 : - 百万円
B	現金及び預金	: 1,265 百万円	
C	有価証券	: - 百万円	
D	受取手形	: - 百万円	内 貸付金 : - 百万円
E	売掛金	: - 百万円	内 割賦債権 : - 百万円
F	投資有価証券	: - 百万円	
G	関係会社	: - 百万円	… 関係会社株式
H	関係会社	: - 百万円	… ①の関係会社有価証券
I	長期貸付金	: - 百万円	… (以外の長期貸付金
J	長期貸付金	: - 百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金	: - 百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	: - 百万円	内 貸付金 : - 百万円 内 割賦債権 : - 百万円
M	積立金	: - 百万円	
N	出資金	: - 百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航海訓練所	府省名	国土交通省
<p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>該当なし</p>			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航海訓練所		府省名	国土交通省
No.	1	施設名	乗船事務室	用途
1/3/4/9 (緊急時、実習生・乗組員待機場所事務所会議所研修施設)				
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>当該施設の利用頻度は、平成18年度において利用者数述べ1300人であり、その利用状況は一定している。東京港に停泊する練習船の重要施設として売却の予定は無い。</p>				
売却する場合、売却予定時期：				
観点1	<p>資産の利用度：極めて有効に利用している 土地の利用度：法定容積率の2割 敷地面積：516㎡ 老朽度：耐用年数平成28年3月</p>			
観点2	中央区勝どき地区の大規模再開発の計画はない			
観点3	該当しない			
観点4	<p>売却した場合は平成18年度路線価ベースで1億6千万円程度になる。 売却により乗船事務室と同様の施設を借りた場合には年間で、1,800万円程度の追加費用が必要となる。 近隣の地区に交通艇の係留場所も合わせて乗船事務室の機能を有した施設を確保できる可能性は低い。</p>			
<p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>5隻の練習船の基地である東京に所在し、航海訓練業務の円滑な実施のため、多目的に活用している。 具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定期的に各練習船が基地に集合し、法令要求に応じて実習生等が練習船を乗り変わる場合の連絡集合場所、 2. 乗組員の船間異動時における集合調整場所、 3. 台風来襲時その他緊急時に於ける実習生及び乗組員の避難、待機、宿泊場所、 4. 職員の打合せ・会議施設、 5. 新たに導入する全ての練習船の船用品、予備品の一括管理システムの物品保管場所 などである。 <p>以上のように利用しており、練習船の運航のために必要不可欠である。 平成13年2月に改修工事を実施しており、耐用年数は平成28年3月までとなっている。</p>				

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独) 航海訓練所			府省名	国土交通省
No.	2	施設名	晴海棧橋	用途	9 (係船施設)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>当該施設の利用頻度は13年度120日、14年度120日、15年度134日、16年度75日、17年度6日、18年度0日である。 なお、17年度から使用を中断して、現在、改修工事中であり、売却の予定は無い。</p> <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>観点1 利用度： 航海訓練の都合上、各船の帰港が集中するため、各船輪番制で極めて有効に利用している。 また、実習生の安全な乗下船、物資の安定的な積み込みに極めて有効である。</p> <p>観点2 晴海埠頭晴海棧橋付近の大規模再開発の計画はない</p> <p>観点3 東京都から水域使用許可を受けて棧橋を構築しているため、棧橋のみを処分することは不可能である。 また、借り受け水面のため、当水面を手放す場合は構築物を撤去して東京都に返却することとなる。 よって、棧橋のみの売却は不可能である。</p> <p>観点4 上記理由から、棧橋のみを第三者に売却することはできない。</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>航海訓練所が保有する練習船(5隻)に対する係留用棧橋の1つであり、基地の一つとして機能する。 各練習船は、実習生の乗下船、乗組員の休暇付与、及び食料・水・燃料・船用品の補給等のために、定期的に母港である東京港への帰港が必要となるが、各練習船の行動に合わせた公共埠頭の確保は困難なことから、計画的に各練習船の停泊が可能となる様、専用の係留用棧橋である晴海棧橋の保有が必要不可欠である。 なお、経年による老朽化に伴い、17年度から使用を中断しているが、19年度12月の使用再開を目指して、現在、改修工事を行っており、耐用年数も延長される。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航海訓練所		府省名	国土交通省	
No.	3	施設名	有明棧橋	用途	9 (係船施設)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>当該施設の利用頻度は13年度123日、14年度94日、15年度120日、16年度132日、17年度127日、18年度131日であり、航海訓練事業に直結した重要な施設であることから売却の予定は無い。</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期：</p>					
観点1	<p>利用度： 航海訓練の都合上、各船の帰港が集中するため、各船輪番制で極めて有効に利用している。 また、実習生の安全な乗下船、物資の安定的な積み込みに極めて有効である。</p>				
観点2	<p>有明棧橋付近の大規模再開発の計画はない</p>				
観点3	<p>東京都から水域使用許可を受けて棧橋を構築しているため、棧橋のみを処分することは不可能である。 また、借り受け水面のため、当水面を手放す場合は構築物を撤去して東京都に返却することとなる。 よって、棧橋のみの売却は不可能である。</p>				
観点4	<p>上記理由から、棧橋のみを第三者に売却することはできない。</p>				
<p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>航海訓練所が保有する練習船(5隻)に対する係留用棧橋の1つであり、基地の一つとして活用している。 各練習船は、実習生の乗下船、乗組員の休暇付与、及び食料・水・燃料・船用品の補給等のために、定期的に母港である東京港への帰港が必要となるが、各練習船の行動に合わせた公共埠頭の確保は困難なことから、計画的に各練習船の停泊が可能となる様、専用の係留用棧橋である有明棧橋の保有が必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航海訓練所			府省名	国土交通省
No.	4	施設名	月島浮棧橋	用途	9 (係船施設)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>当該施設の利用頻度は、13年度～18年度にかけて、(入渠期間を除いた)年平均で355日程度である。交通艇の運航に関わる必要施設であることから、売却の予定はない。</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期：</p>					
<p>観点1 利用度： 通年</p> <p>観点2 月島棧橋付近の大規模再開発の計画はない</p> <p>観点3 東京都から水域使用許可を受けて棧橋を設置しているので、棧橋のみを処分することは不可能である。また、借り受け水面のため、当水面を手放す場合は構築物を撤去して東京都に返却することとなる。よって、構築物のみ売却は不可能である。</p> <p>観点4 浮棧橋を売却した場合、その代替え棧橋を確保することは難しい。</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>航海訓練所が保有する交通艇の専用棧橋として活用している。 各練習船、及び乗船事務室間の海上移送に携わる交通艇の発着場所として、また運行時間外の係留場所として、専用棧橋の保有が必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航海訓練所			府省名	国土交通省
No.	5	施設名	本所(OAフロア)	用途	1(事務所)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 事務所の床をOAフロア化したもので事務所と一体となっており分割して処分することは不可能である。</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期 :</p>					
<p>観点1 利用度: 通年</p>					
<p>観点2 横浜第二合同庁舎を含めた土地の大規模開発は無い。 観点3 関東財務局から使用許可を受けている事務所に設置している物でありフロアのみを処分することは不可能である。 庁舎内にあるものであり、他のものと一体的売却はできない。 観点4 OAフロアのみ売却は不可能である。</p>					
<p>自らの保有が必要不可欠な理由: 本所業務を実施するために必要な物である。</p>					